

ホームアンテナ・サービス利用規約

ソフトバンク株式会社

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が契約者（以下「お客さま」といいます。）に提供するホームアンテナ・サービス（以下「本サービス」といいます。）について定めます。

2 当社は、当社 Web サイトに変更後の本規約を予め掲載し、公表することにより本規約を変更することがあります。その場合には、本サービスの提供条件は変更後の規定によるものとします。

(定義)

第2条 「ホームアンテナ機器」（以下「本機器」といいます。）とは、当社の 3G 通信サービス契約約款に規定する 3G 通信サービスにおける電波状況改善を目的とした小型無線局の機器名称をいいます。

2 「3G 通信サービス」とは、当社が提供する 3G 通信サービス契約約款に規定する電気通信サービスをいいます。

3 「ホームアンテナ本体」とは、本機器のうち、お客さまのご自宅内に設置して 3G 通信サービスの携帯電話端末に対し電波を送受信する機器をいいます。

4 「ドナーアンテナ」とは、本機器のうち、屋外の 3G 通信サービスの電波を送受信するための機器をいいます。

5 「設置工事」とは、本機器を設置し電波輻射を実施する作業をいいます。

6 「電波輻射」とは、本機器の電源が投入された状態で、電波を発していることをいいます。

7 「撤去工事」とは、お客さまと当社間の 3G 通信サービス契約の解約、利用契約（第3条において定義します。）の解約、お客さまが本機器設置先住所から移転すること等にもない、本機器を撤去する作業をいいます。

8 「工事施工会社」とは、当社より依頼を受け、本機器の設置工事・撤去工事を行う会社・団体をいいます。

9 「工事スタッフ」とは、お客さまのご自宅を訪問し、本機器の設置工事・撤去工事等を行う無線従事者をいいます。

10 「無線従事者」とは、本機器の設置工事・撤去工事等に必要資格を所有する者をいいます。

第2章 利用契約

(利用契約の申込み)

第3条 本サービスの申込みは、予め当社とお客さまとの間の本サービスの提供に関する契約（以下「利用契約」といいます。）に同意の上、当社所定の方法により、当社に対して行うものとします。また、第4条に基づき申し込み場合は、対象となる 3G 通信サービスにかかる契約（以下、「申込時 3G 契約」といいます。）を当社に届け出るものとします。

(利用契約申込みの条件)

第4条 利用契約の申込みの条件は、お客様と当社との間で、別途定める当社の 3G 通信サービス契約が締結されていることとします。

2 利用契約の申込みの条件たる 3G 通信サービスには、法人向けサービスは含まれません。

3 お客さまが主回線（携帯電話端末 1 台目）以外に副回線（携帯電話端末 2～10 台目）を契約の場合は、3G 通信サービスの対象たる副回線のそれぞれについても利用契約の申込みができるものとします。

(利用契約の成立)

第5条 利用契約成立の時期は、お客さまの申込みを当社が受諾したときとします。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社所定の申込条件が満たされていないとき
- (2) 利用契約申込みの際の重要な登録事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき
- (3) 申込者が当社に対する債務の弁済を遅延しているとき、または遅延するおそれがあるとき
- (4) 申込者が過去に当社から不正利用などにより利用契約もしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、または当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき
- (5) 利用契約の申込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断したとき
- (6) その他当社が適当でないと判断したとき

(設置場所等)

第6条 本機器は、お客さまが主回線もしくは副回線のそれぞれについて指定する居住を目的とした家屋に設置するものとし、宿泊施設、移動住宅等は設置の対象外とします。

2 本機器の設置場所は、当社 Web サイトなどで公開された当社の 3G 通信サービス電波エリア内にあるものとします。但し、本サービスは、当社の 3G 通信サービス電波エリア内であっても、地形や建物の形状などにより、必ずしも電波状況が改善されることを保証するものではありません。

3 お客さまは、本機器の設置工事において、本機器や配線ケーブルの壁、ベランダまたは窓等への設置作業がなされることを了承するものとします。

4 本機器の設置場所について、お客さまは家主その他利害関係人があるときには予め必要な承諾を得ておくものとし、工事スタッフが設置場所内において設置のための

作業を行うことに了承が得られているものとします。

5 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本機器の設置を承諾しないことがあります。

- (1) 高温多湿等、設置場所の環境が本機器の動作に影響を及ぼす恐れがある場合
- (2) 設置場所の壁、ベランダまたは窓等の環境が本サービス提供に不適当な場合
- (3) 設置場所が 3G 通信サービスの電波改善の必要がない、もしくは電波改善効果がない場合
- (4) その他当社が適当でないと判断したとき

(利用契約の期間)

第7条 本サービスの利用契約期間は、第10条に定める本サービスの利用開始日を起点として1年とします。但し、当社及びお客さまから解約、解除の申し出がない場合は自動的に利用契約が延長されることとします。

(申込内容の変更)

第8条 お客さまは、利用契約の申込時に当社に届け出た内容に変更があった場合には、速やかに当社所定の方法により変更内容を当社に届け出るものとします。変更を届け出た事項につき更に変更があったときも同様とします。

2 当社は、当社が必要と判断した場合には、本条第1項に定める変更内容を証する書類の提示を求めることができるものとします。

3 本条第1項に定める変更の届出等が行われなかったことによりお客さまに生じた不利益は全てお客さまの負担とし、かかる事由により当社に損害が生じた場合には、お客さまはこれを賠償するものとします。

(本サービスの申込取消)

第9条 第10条による本サービスの利用開始となる前にお客さまからの申込取消の意思表示を当社が受諾するか、無線局免許の公布日から 30 日経過してもなお本サービス利用開始に至らない場合、また当社が本機器の設置を不適切と判断した場合は、申込みを受諾しない旨連絡をいたします。

第3章 サービスの提供

(本サービスの利用開始日)

第10条 本サービスの利用開始日は、工事スタッフによる本機器の設置工事が完了し、お客さまから設置工事完了の確認書を受領した日とします。

(本機器の設置及び撤去等)

第11条 本機器の設置、設定、移設、撤去等については、電波法の定めにより当社の指定する無線従事者の工事スタッフが行い、お客さまによる本機器の設置、設定、移設、撤去、改造、電源のオン・オフ等は電波法に抵触しますのでお客さまが行ってはならないこととします。なお、お客さまが本条項に違反した場合には、行政当局、第三者及び当社に対してその責めをお客さまご自身が負うこととなります。

(設置場所への立ち入り等)

第12条 当社は、本機器の設置、設定、移設、保守点検、修理、改造、撤去等のため必要があると認めた場合は、予めお客さまに了承を得た上、本機器の設置場所へ立ち入ることができるものとします。但し、お客さまは合理的な理由がない限り前記要請を拒絶できません。また、合理的な理由があった場合においても、法令上の緊急な必要がある場合には、当社の指示に従っていただく場合がございます。

(本サービス提供の中止)

第13条 当社は、本機器の移設、保守点検、修理、改造等、また他の電気通信設備の設置、設定、移設、保守点検、修理、改造、撤去等によりやむを得ない場合、法令上の規制がある場合、本サービスの提供を中止する場合があります。

第4章 責務等

(お客さまの義務)

第14条 本サービスの利用に際してお客さまの自宅へ設置する本機器は当社の資産であり、お客さまは本規約の各条項及び当社の指示に従い、本機器を適切な方法で使用、管理するものとします。

2 本機器の使用に必要な電気等にかかる費用は、お客さまの負担とします。

(禁止事項)

第15条 お客さまは本サービスの利用にあたって次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) お客さまは、本機器の譲渡・質入・転貸・損壊・破棄・分解・改造等を行ってはならないこととします。
- (2) お客さまは、災害、人命にかかわる緊急時、停電など外的要因の場合を除き、本機器の電力遮断、電力投入を故意に行ってはならないこととします。これが守られないとき、お客さまは電波法の定めにより一年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられる場合があります。
- (3) お客さまは、本機器を移動してはならないこととします。
- (4) お客さまは、本機器をお客さまご自身が日本国内にて利用する当社の 3G 通信サービスにおける電波状況改善の目的のみで使用することができ、それ以外の目的で使用してはならないこととします。

2 当社は、本条第1項に定めるお客さまの行為が行われないよう監視し、またはこれを阻止する等の義務を負わないものとします。

(責任の範囲)

第16条 当社は、利用契約に起因して(本機器の使用、滅失、毀損及び復旧の遅延に起因する場合、並びに工事等に起因する場合を含みます。)お客さまに生じた損害(設置場所となる建物及び当該建物にある家財を含みます。)については、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

2 前項にかかわらず、お客さまと当社との間の利用契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、当社は、当社の過失(重過失を除きます。)による債務不履行責任

または不法行為責任については、逸失利益その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負わず、通常生ずべき損害の範囲内で損害賠償責任を負うものとし

3 当社は、以下の各号のいずれかに該当する事由によりお客さまが被った損害について、当社が債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合を除き、賠償する責任を負わないものとします。

- (1) 地震、洪水、火災等の天災、停電その他不可抗力な原因の場合
- (2) 当社以外の者が本機器を不適切に使用し又は管理したことによる場合
- (3) 当社が本規約及び本規約で引用する当社規約に基づき権利を行使し義務を履行したことによる場合
- (4) お客さまが本規約及び本規約で引用する当社規約に基づく義務を履行しなかった場合

第5章 料金等

(料金等)

第17条 本サービスにかかる月額利用料金は、当社が定める料金表によるものとします。但し、本サービス開始時点で料金表を定めないこととし、その利用にかかる料金は発生しないものとします。なお、料金表を定める場合にはその3ヵ月前に告知し、その後の変更に関しても3ヵ月前までに告知するものとします。

2 本機器の設置、再設定、撤去にかかる工事には料金は発生しません。

3 (削除)

4 (削除)

5 (削除)

6 本機器の設置、再設定に際して、標準設置工事の範囲を超える特殊な工事並びに特殊な部材が必要となる場合、それらにかかる費用は実費分をお客さまが負担するものとします。その際、当該費用の請求は工事施工会社よりお客さまに対して行われるものとします。

7 本機器の設置、再設定、撤去に際して、設置先の所在が離島及び山間部の場合、交通費をお客さまに負担いただく場合があります。その際、当該費用の請求は工事施工会社よりお客さまに対して行われるものとします。

8 (削除)

(支払方法)

第18条 当社は、お客さまに対して、本サービスにかかる利用料金（前条第1項但書により発生する場合に限ります。）及び違約金並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額（以下「料金等」といいます。）を、当社所定の方法により請求することとします。

2 お客さまは、請求書記載の支払期限、支払方法等に於いて料金等を支払うものとします。

(延滞利息)

第19条 お客さまは、料金等について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日から支払日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第6章 サービスの終了

(利用契約の解約、終了)

第20条 お客さまは、利用契約を解約する場合は、速やかに当社所定の方法により当社へ届け出るものとします。

2 本機器の設置先住所が移転される場合、利用契約は解約されるものとします。

3 お客さまは、本機器の設置先住所の移転、改築、長期不在などで本機器の使用、管理を維持できないことが明らかになった場合、速やかに当社所定の方法により当社へ届け出て、利用契約解約の手続をとるものとします。

4 お客さまが締結している申込時3G契約が終了（解約、強制解約、解除、名義変更（譲渡・承継）、携帯電話番号ポータビリティの実施による他社への転出など）終了理由を問いません。）した場合、当社はお客さまからの利用契約解約の届出を受け取ることなく利用契約解約の手続を開始するものとします。

(契約違反等による解除)

第21条 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。この場合において当社に損害が生じた場合には、当社はその賠償を請求することができます。

- (1) 利用契約成立後に、第5条第2項各号に該当する事由その他当社が利用契約の締結を拒否すべき事由の存在が判明した場合
- (2) お客さまが第15条第1項各号の行為を行い当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合
- (3) お客さまに対する強制執行、仮差押等の保全処分がなされた場合
- (4) お客さまが破産または民事再生手続開始の申立てを行い、または申立てがなされた場合
- (5) お客さまが当社の提供する他のサービスにおいて当該サービス利用に関する利用契約に違反する行為を行った場合

2 お客さまが当社との間に複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちのいずれかについて解除事由が発生したときは、当社は、本サービスの利用契約を解除できるものとします。

(本機器の滅失、紛失、盗難等)

第22条 本機器の滅失、紛失、盗難等の事由により本機器の返却が不可能な場合、当社は、お客さまに対し、別表「違約金」に定める金額を請求できるものとします。

第7章 雑則

(権利義務の譲渡等)

第23条 お客さまは、利用契約上の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡

し、または担保に供してはならないものとします。

(パーソナルデータの取り扱い)

第24条 当社は、お客さまのパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

2 本条第3項各号に規定する以外の目的で当該パーソナルデータを利用させていただく場合は、その都度、その利用目的を明確にし、お客さまから事前の同意をいただきます。

3 当社は、前項のほか、以下の目的の遂行に必要な範囲において、お客さまのパーソナルデータを自ら利用し、又は共同利用するものとします。

- (1) 本機器の設置、設定、移設、保守点検、修理、改造、撤去等のために必要なご連絡、訪問
- (2) 無線局の免許申請のための総務省への情報提出
- (3) お客さまからのお問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続のご案内や情報の提供等のお客さまサポート
- (4) 本サービスにかかる利用料金及び違約金の請求
- (5) お客さまサービス向上に寄与する情報提供をお知らせする通知
- (6) 当社提供サービスについての保守や障害対応等のサポート業務

4 本サービスのパーソナルデータは、機器設置・撤去等の業務のために外部業者に委託することがあります。外部委託先につきましては、当社の定める基準に適合する事業者を選定し、秘密保持、安全管理等についての契約を締結して、適切な監督を行います。

なお、当社のプライバシーポリシーにつきましては、当社のホームページ等において提示します。

5 パーソナルデータの取り扱いに関して、本規約の内容と「プライバシーポリシー」の内容に矛盾が生じる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

(準拠法)

第25条 利用契約に関する準拠法は、日本法とします。

(合意管轄)

第26条 本規約、利用契約または本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

(機器の変更に伴う適用条項の変更)

本機器の設置後において、当社の工事スタッフによる保守対応等により、当社が別途提供する「ホームアンテナ・サービス（ホームアンテナ2）利用規約（2008年2月1日制定）」に定める「本機器」（以下「ホームアンテナ2機器」といいます。）に交換を行った場合、第2条第1項の「ホームアンテナ機器」を「ホームアンテナ2機器」として読み替えた上で、引き続き本規約が適用されることとします。但し、本規約第11条第1項、第15条第1項(2)及び(3)を適用外とし、追加的に以下の各号を適用するものとします。

- (1) 「ホームアンテナ2機器」の設置等については、当社の指定する工事スタッフが行い、お客さまによる「ホームアンテナ2機器」の設置、改造は行ってはならないこととします。
- (2) 当社の許可なく、工事スタッフが設置した設置場所住戸以外の場所への「ホームアンテナ2機器」の移動を行ってはならないものとします。
- (3) 「ホームアンテナ2機器」の撤去工事は、お客さまにて行うものとします。
- (4) 利用契約終了後、お客さまは「ホームアンテナ2機器」を当社に速やかに返却するものとします。利用契約終了後、当社が別に定める期間をもって「ホームアンテナ2機器」が返却されない場合、当社は、お客様に対し、別表「違約金」に定める金額を請求できるものとします。

別表

違約金（利用規約違反による）

本機器	違約金額
ホームアンテナ本体	35,000円（課税対象外）

(2006年10月10日制定)
(2007年10月1日改定実施)
(2008年6月6日改定実施)
(2009年6月1日改定実施)
(2012年10月24日改定実施)
(2015年7月1日改定実施)
(2016年9月2日改定実施)
(2019年2月4日改定実施)
(2022年4月12日改定実施)
(2023年4月18日改定実施)